

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第 23 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第23回 入札監理小委員会
議事次第

日時：平成19年10月30日（火）17:40～19:50

場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 民間競争入札実施要項（案）の審議

- ・ 求人開拓事業（厚生労働省）
- ・ 企業活動基本調査（経済産業省）
- ・ 科学技術研究調査（総務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、小林副主査、渡邊委員、佐藤専門委員、廣松専門委員、椿専門委員

（厚生労働省）

職業安定局

首席職業指導官室 上市首席職業指導官、藤浪室長補佐、山本室長補佐

公共職業安定所運営企画室 山田室長

（経済産業省）

岡本経済産業政策局調査統計部企業統計室長、萩原調査統計部総合調整室参事官補佐、櫻井調査統計部企業統計室参事官補佐、須田調査統計部企業統計室参事官補佐

（総務省）

清水統計局統計調査部経済統計課長、滝口経済統計課長補佐、鈴木経済統計課係長

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

榎谷主査 ただいまから第 23 回「入札監理小委員会」を開催したいと思います。

本日は、厚生労働省所管の求人開拓事業、経済産業省所管の企業活動基本調査、総務省所管の科学技術研究調査の 3 件の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

まず、求人開拓事業の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、厚生労働省職業安定局首席職業指導官室の上市首席職業指導官に御出席いただいておりますので、昨年の審議で検討課題となっていた事項を中心に、これまでの検討結果を踏まえた実施要項（案）の内容について、御説明いただきたいと思います。15 分ぐらいでよろしく願いいたします。

上市指導官 首席職業指導官の上市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お手元の資料 A - 「平成 20 年度求人開拓事業民間競争入札実施要項について」を基本に御説明をしたいと思います。

冒頭、資料の訂正を 1 か所お願いしたいところがございますが、資料 A - でございます。この 6 ページの 4 の(1)の「入札書提出期限」でございますが、「平成 20 年 1 月上旬」となっておりますけれども、これは入札の公告がなされた後 40 日を目安で入札書の提出期限を設けるといように協定になっておりましたので、「上旬」を「中旬」と変えていただきたいと思います。その後のスケジュールについては特に変更ございません。

それでは、資料に戻りまして御説明申し上げます。この実施要項につきましては、1 ページにありますように、これまでのモデル事業の実施結果や社会情勢等を踏まえて、19 年度の実施要項に所要の変更を加えて策定をすることとしております。

2 ページ目をご覧くださいと思います。策定する際の背景についてでございますが、左に書いてございますように、主に 3 点問題がございました。一つ目、民間委託地域の求人開拓の実績、例えば「開拓求人数」あるいは「充足数」の実績が思わしくなかった。二つ目、平成 19 年度事業に応札者なし等が発生した。これの一つの原因といたしましては、目標値として全国一律（充足数 = 900 人）の設定に疑問の声がありました。三つ目、委託に際して、関係会社の法令違反等にも社会の厳しい目が向けられるようになった。

そういう背景を踏まえて、対応といたしましてはそこに四つありますけれども、

- ・ 目標として、「充足数」に加えて「求人開拓数」を設定する。
- ・ 目標値は地域ごとに設定し、それぞれの地域の過去の実績から算出をする。
- ・ 「インセンティブ」に加えて「ディスインセンティブ」の仕組みを導入する。
- ・ 入札参加資格を強化する

以上が今回の対応点でございます。

具体的には、3 ページをご覧くださいと思います。主な変更点として、変更の項目については、左端に書いてございます。最初の「確保されるべき求人開拓事業の質」についてですが、これは資料 A - の 3 ページ目に(4)として「確保されるべき求人開拓事業の質」がございますので、その資料を参照しながらお聞きいただきたいと思います。

まず、開拓求人充足数 900 人以上という点につきましては、20 年度（案）につつまし

て、それぞれ函館地域、青森東青地域ごとに開拓求人数と充足数を、そこに掲げてごいます目標を設定いたします。この考え方につきましては、入札監理小委員会、あるいは内閣府の御指摘も踏まえて、インセンティブの基準として、地域の 17、18 年度の実績の平均値を使用することとしております。

具体的には、3 ページの(4)の朱書きのところ、それぞれ積算の仕方については注のところで書いているとおりでございます。

また、これに際しましては、 で書いてございますように、ハローワークが充足可能性の高い求人の確保に資する資料や助言等の協力を行うことを実施要項に明記することにしております。従来からハローワークはそういう協力は行ってきたところがございますけれども、今回、実施要項の中でも明記をすることにしていただいております。

具体的には、資料 A - にございますけれども、この中の 2、あるいは 3 の求人・求職バランスシートなどを提供しながら必要な助言を行っていくというものでございます。

それから、インセンティブに関してですけれども、20 年度(案)におきましては、インセンティブのほかにディスインセンティブを設けるということで、これにつきましては、充足数が 460 人未満の場合に一律に委託費を減額することにしております。この考え方につきましても、本小委員会、あるいは内閣府の御意見などを踏まえて、17・18 年度の国実績地域で最も実績が低い地域の充足数を基に設定しているものでございます。

次のページ。変更項目といたしまして、「入札参加資格」についてでございますが、これは資料 A - の 4 ページをご覧いただきたいと思っております。

今回変更したところが朱書きの部分でございますが、20 年度(案)のところでございますように、従来の入札参加資格の要件に加えまして、派遣法の重大な違反がないこと、具体的には派遣法の許可の欠格事由に該当するような重大な違反がないこと。また、雇用保険二事業の不正、国等による不利益処分を受けていないことを追加するとともに、これらの法令違反等が関係会社にもないこととするというような資格の厳格化を図っていただくものでございます。

併せまして、 にありますように、参入阻害の要因とならないように、関係会社については入札手続をできるだけ簡素化してほしいという意見もございまして、具体的には誓約書、あるいは法令遵守の申出書により、一括での提出を求めることとしております。

具体的には資料の 8 ページをご覧いただきたいと思っております。こちらに企画書の添付資料ということで、それぞれ求める資料を書いておりますけれども、その中で具体的に、誓約書、あるいは法令遵守の申出書については、それぞれ別に定める入札説明書に様式を添付ということで、入札説明書で定めた様式に基づいて、それぞれ誓約書や申出書を出していただくこととなりますが、今回、その資料につきましては、資料 A - でございますが、それぞれ誓約書や申出書の案をつけているところでございます。

その誓約書をご覧いただきたいと思っておりますが、まず、資料 A - の 1 ページの誓約書については、公共サービス改革法第 10 条関係の「誓約書」でございまして、これは一般的な

誓約書でございます。

それから、次の2枚目の誓約書が求人開拓事業に係る「誓約書」でございます。この誓約書は、基本的には入札参加者が自らの会社に関して誓約をするというものです。

ただし、入札参加資格の中で厚生労働省の評価委員会の判断が入る事項につきましては、次のページの「法令の遵守に関する申出書」の項目の4や5に含めることにしております。

従って、この「法令の遵守に関する申出書」につきましては、基本的には関係会社の法令遵守の状況について申し出ていただくものが基本になっております。違反が判明すれば、番号に丸をつけて、具体的には第2面にその内容を書いていただくというものです。

併せまして、関係会社については、その次のページにあります一覧表で御提出をいただくことにしております。

またプレゼンの資料に戻りますけれども、変更項目の「委託契約解除時の取扱」についてですが、これは資料A - の15ページをご覧くださいと思います。ここに書いてございますけれども、まず、委託契約の解除の事由に該当することになった場合は、19年度までは、その時点にさかのぼって解除するようになっておりましたけれども、20年度の案では、委託契約の解除は将来に向かって効力を発するというように書き改めております。

また、契約解除の日までに実施した期間の委託費を支給するというので、その場合は契約金額の100分の10の違約金をお支払いしていただく。また、損害賠償の請求も可能にするという規定にしております。

この求人開拓事業は単年度の事業でございますし、契約額もそれほど高額ではないということもございます。また、契約解除に伴う再入札等のコストや手間というものは、解除する時期にかかわらず一定の額が発生するというので、今回は100分の10の違約金をお支払いいただくという規定にしているところでございます。

それから、「情報開示」についてでございますけれども、これは資料A - の18ページ以降の「従来の実施状況に関する情報の開示」に盛り込んでいるところでございますが、変更点といたしましては、従来の実施に要した人員の中では求人開拓推進員の経験年数を追加することにしております。また、経費、施設及び設備、目的の達成の程度についても各項目の情報を今般、充実をしているところでございます。

以上、私の方からの御説明を終わりたいと思います。

榎谷主査 それでは、御意見、御質問のある委員は御発言いただきたいと思います。

渡邊委員 文言の意味で伺いたいのですが、要項の8ページの「(ト)関係会社がある場合には、当該関係会社に係る一覧表」というのが、何の一覧表なのかちょっとよくわからない点と、資料A - の関係会社に関する「法令の遵守に関する申出書」の5の「入札の日までに、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分を受けたことがないこと」という文言が、具体的に何を言うのか、文言だけですと外縁がよくわからないので伺う次第です。

上市指導官 まず、1点目の「関係会社がある場合には、当該関係会社に係る一覧表」

といいますのは、資料A - の最後に付いております関係会社一覧表のことでございます。

渡邊委員 それは単にリストということでしょうか。

上市指導官 はい。

渡邊委員 わかりました。

上市指導官 リストで事足りるということにしたいと思います。

もう一つは、いわゆる国と関係のあるところといいますのは、想定といたしましては独立行政法人を想定しているところでございます。

渡邊委員 「国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分」という外縁というか、どこまで射程に入れるか、ちょっとよくわからなかったのでお伺いしたのですけれども、独立行政法人として何か関連会社がやった事業に関して不利益処分を受けた場合ということですか。その不利益処分というのは監督官庁からという御趣旨ですか。

上市指導官 独立行政法人が国と同様に事業を行っている場合がございますけれども、その事業において、法令違反でありますとか不利益処分を受けた場合は、国が行っている事業に関するものと同様の扱いをするということでございます。

渡邊委員 ありとあらゆる不利益処分ということでしょうか。別に悪しき隣人みたいになるつもりはないのですけれども、どこまで含まれるのか分からなくて質問しているのです。

不利益処分全部と言われると、具体的にどこまで入るのか分からないではないですか。

榎谷主査 不利益処分に対しては、何か定義はあったのでしょうか。

上市指導官 行政手続法に基づく不利益処分でございます。

榎谷主査 それはこの文言で特定されていると見ていいのですね。

上市指導官 はい。

榎谷主査 行政手続法ですか。

あと、これは今の渡邊先生のお話に関係するのですけれども、「国、地方公共団体若しくは特別」の云々で、「その業務が国の業務と密接な」ということは、これは独法の業務が国の事務と密接な関連を有するものと考えていいわけですね。「国の事務と密接な関連」という文言ということ、地方公共団体は関係ないのですね。国の独法は当然国の業務をやっているので、国の業務と密接な関連を有するわけですね。地方公共団体は地方公共団体だけでいいという読み方なのですか。

上市指導官 そうでございます。

榎谷主査 地方独立行政法人はあまり関係ないと考えてよろしいわけですね。

上市指導官 そうですね。それは想定しておりません。

榎谷主査 では、国の関係で、あるいは地方公共団体そのものと国の関係と、こういうことですね。

上市指導官 はい。

小林副主査 サービスの質の達成すべき水準のところ、やはりいろいろ引っかかって、

確保される質の部分で、北海道と青森東青地域が算定されているわけですが、これが前回、900人以上よりもすごく増えている。増えている根拠はあるのですけれども、そのところで、これを達成しなければいけないというベンチマークになっているのですけれども、つまり参入する事業者側としては、この質を達成するためにどのぐらいのコストでできるかということを考えてくると思うのです。

そうすると、コストはなるべく効率的に低くしなければいけないというインセンティブが働くと思うけれども、ではその上でパフォーマンスを上げたらどのぐらいメリットがあるかということも同時に考えると思うのです。

そうすると、パフォーマンスを上げたところのインセンティブについては、やはり充足数というところでかかってくるので、その部分が、以前よりハードルを高くした分、どのぐらい、もっとパフォーマンスを上げたら、もっとインセンティブがもらえるのかといったところのモチベーションというのは、逆に言うと非常に狭くなってしまっていると思うのです。

この高いハードルをクリアするために、どのぐらいのコストをかければいいのかといったときのコストが、そちらの予定価格よりも高くなってしまいう可能性もあるかもしれないと思うのです。

そうすると、このベンチマークとして設定されたものと、それからインセンティブを設定したところというのを、もう少し幅を見た方が良いのではないかと。逆に言うと、コストを低くして、頑張った分だけもらえるといった分で、パフォーマンスを上げるというモチベーションがもっと参入する事業者側にはできるのではないかというふうに普通は考えられるのです。

だから、ハードルを高くすることの意味をもう一回確認したい。実施要項として、その分、あまりアピーリングがなくなってしまうのではないかとと思われるのですね。

前から充足数については、参入する事業者というのは、直接的には責任を負えないというわけなので、開拓求人数と充足数というのを持ってきたのだけれども、充足数と開拓求人数の間には、相関というか、いろんな環境要因によって達成できない場合がある、いろいろな予測できないものがあるということも聞いているので、前から少し幅を持たせた、これよりも低く幅を持たせた一応の目安というのをベンチマークにしておいて、それから、インセンティブの部分は、事業者なりにパフォーマンスを上げる工夫をしてもらおうという意味で、前にバランスシートといったような、求職者の志向がどういう志向のものがあって、実際に求人数がどうあってというようなものをお出しいただいたではないですか。

そういうようなところを見ながら、事業者側として、どの領域を開拓すれば、どのぐらい充足数につながるかもしれないとか、パフォーマンスを上げられるという、創意工夫の部分を上向きできるような仕組みにした方がいいのではないかと。その部分は改善の余地があるのではないかと。思っているのですが、いかがですか。

上市指導官 今のお話は、目標とするべき質のところに関して幅を設けるべきではない

かという御質問でよろしいでしょうか。その場合に、民間事業者といたしましても、目標の幅があるという場合に、入札に参加するにあたって、それに合わせた事業計画をどのように立てたら落札できるのかということで、かえって判断がしにくくなるのではないかと私どもは考えています。

また、目標は、従来の計画を見ますと、最低の到達すべき目標という意識で計画をお作りいただいておりますので、そういう意味では最低ラインに幅があるということについては、私どもはちょっと難しいというように思っています。

また、目標値に幅があるとなりますと、事後において実績の評価をしたり、あとモニタリングをしたりする場合に、それが大変複雑になってしまうという懸念もございまして、今回の案で実施要項を考えております。

小林副主査 私が言っているのは、前よりもハードルが高くなっているわけですね。だから、高いハードルをクリアするためにコストをどのぐらいかけるのかといったことを事業者は勿論考えます。そうすると、900人というよりも高いわけですから、これを絶対確保しなければいけないだろう。ディスインセンティブの部分は低くなっていますから、あれですけども、そうすると、入札価格というのが、それを達成するための価格になってきて、少し高くなるのではないかと思うのです。その場合、これが入札不調に終わってしまうということもあるかもしれない。

ですから、逆に言うと、充足数というのは、入札参加企業というか、応札した企業が直接的に責任を持たないものですから、できる限り充足数を達成するというアウトカムはあるとして、それは目標としてあるとして、そこにキャッチアップするための、なるべくリーズナブルなコストで、しかも充足数を上げるような、パフォーマンスを上げるというモチベーションになるような設定をした方が良いのではないかということです。

ということは、つまり、常に3ページの(4)の の部分と の部分は関係があって、コストを低くしようという意識と、それからパフォーマンスを上げようという意識の二つを盛り込まないと、市場化テストの趣旨に合った実施要項にならないのではないかということです。

だから、幅を持たせるとモニタリングも難しいし、評価も難しいし、参入企業の方も価格設定でコストの算定が難しいのではないかという懸念は、ある意味それほど大きいものではないと考えていて、こういうラインの質は確保してもらわないと困るんですよというように、幅のある部分を達成すればいいと企業が思ったら、このコストだったらここまでだったら達成できるという目安はあると思うのです。

だから、企業の側でも別にコストを算定しにくいということではなくて、インセンティブの部分でもっとパフォーマンスを上げれば、これだけもらえるというふうに考えた方がいいのではないか。私が言っていることはわかりにくいですかね。要するに、ハードルを上げた部分が問題だと思うのです。

藤浪室長補佐 これはハードルが上がっているわけではなくて、過去の実績に基づいて

出したものなので、900と比較して欲しくありません。別にこれは上がったわけではなくて、適正な基準を設けたというふうに理解をしています。内閣府の方からも全国一律ではなく、地域性を反映させるべきということを言われたので、その地域の過去の実績を踏まえた目標値を設定したものです。国がこれだけのものを出していたという実績の平均値を取って設定しているわけですので、上がった下がったという、そういう認識はあまりしておりません。ですので、国がやれば当然達成できるというものとして、ここでは設定をしております。

小林副主査 そのようなことを言っているのではなく、充足数は色々な環境要因によって影響を受けることがあるということと、色々なデータをハローワークの方でも出していらっしゃるということで、どういう求職者がいて、どういう求職者がいてという情報があるのではないですか。そうすると充足数を高くするという目標を達成するために、実際に求人開拓をしてくる企業が、どうすれば充足数を高くすることができるかということに貢献できるかといった意味で、パフォーマンスを上げるというインセンティブを付けた方がいいのではないかとということなのですね。

藤浪室長補佐 そもそもこの求人の充足数の設定は、通常、窓口に来るハローワークで受理する求人の充足率で算定していますので、むしろここは低めに設定をしているわけです。これは民間が創意工夫をして求人開拓を普通にやれば達成できるものであって、当方としては、色々な情報提供を今までモデル事業でやってきましたけれども、その際は本来ならば民間が自分の力でやるべきところをハローワークがかなり手取り足取り協力をしていたという実態がありました。

今回、実施要項にそういったさまざまな情報を提供するというのを付け加えましたけれども、これは本来ならば民間が自らやってくれるべきものかなと。この求人についても、当然普通にやっていたら達成できる充足数であると判断をしているわけです。

榎谷主査 このA - の2ページ目の、前回と、背景があって対応したと、こう書いてあるわけですね。背景の方の一番上のところは、恐らくモデル事業の話だと思うのです。モデル事業をやったけれども、あまり結果がよくなかったと書いてある。

それから、19年度は応札者がいない。つまり、900人で応札者がなかったというように見るのか、それとも一律が問題だったので応札者がなかったのか、どう見たらいいのかということで、私はやはり一律だから応札者がなかったのではなくて、これは地域が特定されていたので、900人だったからハードルが高かったのか、だからコストと合わないのだから応札者がなかったのではないかなと我々は思っているわけです。

つまりモデル事業もよくなかったし、900人というハードルを付けたところ、やはり応札者がなかった地域もあったということで、ハードルが高い、つまりコストに見合わない、民間がかかるコストから見て900人というのはハードルが高いと思ってやめたのか、別に900人の話ではなくて、それ以外の理由でやめたのだという話であればいいが、900人が高いのでやめたということであるならば、充足数と求人開拓はいいにしても、過去の実績が

らというふうにはいるのですけれども、今、通常のおっしゃいましたけれども、皆さん方は通常が何かというのは大体、経験値でわかるわけですけれども、民間で初めて入札に参加する時には通常が何か分からないのですよ。とにかくバタバタしてしまうということもあって、うまくいかなかった可能性もあるわけなのです。

そういう意味で、通常のことをやったらこうなるはずだというふうに言っているようだが、通常がどういうものかということを示しているわけではない。ただ単に長い経験をしているから「こういうふうにやればこうなるよね」という勘どころが分かるだけの話であって、別にマニュアルで明示されているわけではないのでしょう。そういう意味でハードルが上がったということを、小林先生もおっしゃっているのです。私もハードルが上がったと認識したのです。

実績から言うと、確かにおっしゃるとおり「我々がやったらこの程度になっているのに、なぜ民間でできないのか」と威張っていいということなのかも知れませんが、その辺が少し、ハードルが上がったのではないかと背景からすると我々は見ているし、確かに過去から言うと実績で平均を取っているのだから、何が文句あるのかとむしろそれが正しいんだよ、という主張だと思うのです。そこの説明が少し、仮にそうではあるにしても、これは2年間の実績にしかすぎないし、果たしてハードルが上がったのか、むしろそれが正常なのかということについて、まだ理解がしづらいところがある。

そうすると、幅を持っていれば、ある意味では安心できる。ストライクゾーンが少し大きいので、インセンティブはここから上でいいと思うのですが、ある程度の幅をターゲットにした方がいいのかなということもないわけではないので、それはどうですかね。我々はハードルが上がったという見方をしているわけですが、それは間違いだということですかね。

藤浪室長補佐 確かに背景として、応札がなかったということで、全国一律 900 人の設定に疑問の声があったということを取り出して強調して言い過ぎている部分もあり、受取り方が若干ずれたかなと思ってはいます。

なぜ応札者がなかったかということについては、内閣府の方で十分な分析をされていますので、それを見ていただければ、これだけではないというふうにとまめられていると思います。

榎谷主査 900 人というハードルが高いから応札者がなかったというわけではないということですね。

櫻井参事官 事務局からよろしいですか。確かにおっしゃるように地域性というのは我々の委員会の方で報告させていただきましたが、残念ながら今回の件は、同じ地域でも2か年で1.5倍ぐらい違うということで、地域性をよく代表する指標がまだ見つかっていないのではないかと、そういう中でベストチョイスは何なのかということを考えていただいていることだと思うわけです。

私どもの理想は地域性だということはおっしゃるとおりですが、今回、モデル事業の2

か年を見てわかったことは、2か年の平均を取れば本当に地域性なのかというところにかなり疑問があるのでこういう議論が起きるのだと思うのです。

場所によっては700になるし、1,000になるだろう、トータル900ということならば、少ないところも多いところもあるだろうと思っていたら、全部上がりましたとなっているわけです。

おっしゃるように理屈はそれなりにあるわけですから、必ずしもおかしいということはないですけども、まず事業者の方の地域性とおっしゃったことは、恐らく上がる場所もあれば下がる場所もあるだろうという期待だったろうと、これは我々の推測ですけども、そこはちょっと違った結果になっているということと、もう一つは、さっき申し上げたように、地域性が本当にこれで十分に把握できているのだろうかというところがまだ検証できていないので、そういう中で、ベストチョイスはできないにしても、次善の策は何なのかということを考えていただきたい。

ですから、地域性が反映されているからこれでいいということではなく、これが本当に地域性なのかということを中心に議論していただくということが議論のポイントなのです。そうすると、先ほどおっしゃったように、平均であればできるとおっしゃいますけれども、一方である年だけを取ると官でやってもこの平均は達成できていないわけですよ。2か年のうち、一方ではこれを超過し達成したけれどももう一方は達成できていない。それなのに「平均が当然に達成できる」という言い方をされるのも、そこは正確性を欠くと思います。

国がやっても、同じ地域でやってもこんなに振れてしまうわけですから、「その平均であれば当然に達成できる」という言い方も、この幅の中でやってもらうのが、国もこの幅でやったのだから、その幅でやっていただくのが一つの前提だという言い方も考えられないわけではないと思います。事務局が余分なことを言ったかもしれませんが。

榎谷主査 2年間の実績で本当に地域性が出ているのかどうなのかという疑問と、900人ですら来なかったと。それは900人だから来なかったのではなくて、別のところに行ったので、本当は行きたかった、900人は十分自信があったのだけれども、たまたま行かなかったというものであれば、別に900人が1,000人になっても1,200人になってもいいと思うのですね。

あと、実際にモデル事業の業績がよくなかった。これは民間の方の経験不足なのかもわかりません。そういうようなことをいろいろ余計な心配をしているわけですね、我々としては。また入札がなかったとなると困るのです。

山田室長 今、経験不足というお話を非常にされているわけですけども、ただ、もともと求人開拓事業というのは民間事業者が提案してきた話であって、彼らはハローワークよりもより一層労働市場に対する分析能力はあると自負してそういう提案をしてきたということから考えると、我々が手取り足取りやらないとできないというのはそもそも非常に疑問としてありますね。

榎谷主査 そういうふうに関き直すのではなくて、あとは質とコストで競争するという話ですから。ただし、官でやるのと感覚が違うと思うのです。これに限らずね。他にもいっぱいあるわけです。それを見ていて、確かにまだ民が十分に経験していないなど、つまり、官のことを考えながらやるということについての経験不足も、これに限らずあるなどというふうに我々は思っている。そういう意味では、うまいこと我々としては官民競争入札という市場化テストを成功させたいという観点で見えておりますので、経験がものすごくある人だけが参加できるのではなくて、少し経験不足の方であっても参加して経験をつけていただいて更に競争になれば、より安いコストで一種のマーケットができるのではないかと、質がよくてより安いコストで公共サービスを国民に提供することができるのではないかと考えております。確かに提案された方は素晴らしい方もわかりませんが、必ずしもそういうことだけではないと思う。できるだけ参加していただきたいという思いも我々の中にはあることも事実です。

このことを本当に心配しているわけですよ。正直心配している。また応札がなかったとなったらどうするのだと心配しているのです。1年間という制限もあるので、制度上やむを得ないということは理解できたのですが。

山田室長 先ほど櫻井参事官が言われたように、完全に今、この事業の形態として、非常に洗練されたものかといったら、多分そうではないと思うのです。我々にも色々思いがありますし、そちらにもあると思います。多分それは1年でやるものについては毎年毎年、徐々にこの洗練度を上げていくということで、そのための材料もちゃんと取っておくということは必要だと思うわけですが、現在の状況からすると、今、我々が提案した案がとりあえずのベストだというふうに考えて提示しているところなのですよ。

それが全く衆目の一致するところなのかと言われれば、そこはいろいろあると思いますし、今いただいたような御意見というのは、次にまた新しいフェーズでやるときにも忘れずにおくということは絶対必要だと思っています。

榎谷主査 いずれにしても、今もう既に走っているものもありますし、また、次の経験もあると思うので、そういうものをしっかりデータとして取っていただいて、できなかつたら、できなかつた理由が何かあるはずですから、それは本質をつかんで分析していただいて、次の実施要項のサービスの質につなげていただけたらと思います。前回の入札不調を見て、過剰な心配かもわかりませんが、我々は心配をしているということです。厚労省が実際に地域ごとの現場を見ていらっしゃるって、これはできるよということであるならば、それはそうなのかもわかりませんが。

そういう課題があるということで、これはお互いの勉強なのかもわかりませんが、是非そういう懸念があるのだということをご理解していただいて、19年・20年度について、あと充足数と求人開拓数だけでいいのか、求人開拓が目標ですが、どういう内容の求人開拓をすれば充足につながっていくのか。良質な求人開拓をするということが一番、結果的に充足につながるわけです。その辺のところがあれば一番いいのでしょうね。

上市指導官 この市場化テストを行う地域においても、やはりハローワークとすれば、できるだけ良質の求人がないことには、そこで就職を希望している求職者にもいい職業を紹介できないということがございますので、それは先ほどの御説明もありましたけれども、ハローワークとすれば、そういう求人確保についての協力はやっていかなければいけないと思っております。

また、先ほどから懸念をされております入札の不調がまた発生してしまうのではないかとこの点につきましては、今回、入札の説明会などでも十分丁寧な説明をしていきたいと思っておりますし、また、公告に当たりましては、ホームページでありますとか、市町村の広報紙などでも十分、従来よりも当初からPRをして、できるだけ多くのところに関心を持って入札に参加していただくように努力をしていきたいと思っております。

榎谷主査 よろしいですか。そのほかに何かございますか。

入札参加資格については、関係会社かという事情も理解できるのですが、いろいろ対応していただいているので、こんなものかなというふうには思うけれども、そこであまりハードルが高くなってしまえばはいけない。例えば「法令の順守に関する申出書」というのを作っていただいて、これは関係会社が全部出す必要はないという意味では、書類の作成は楽にはなっているのですが、実際まじめに取り組むとすると、これは一筆書くのに、本当は全部の関係会社から厳密には書類を取り寄せた上でトータルとして書く必要があるのです。企業はコンプライアンスの遵守を厳しく言われていて、そうすることが本来の手順なので大変なのです。これは1枚紙かもしれませんが、真面目な企業はそれぞれちゃんと取ってやる気であるということ、御理解いただきたい。

あとはどうですか。4ページの違約金と損害賠償、違約金が100分の10、損害賠償が別途生じればできるという構成になっているわけです。違約金が100分の10というのは常識的な数字ですか。こっちは払うものは払いますということですね。その代わりに、違約金なり、あるいは損害賠償を取りますということなのですが、これはどういうことか。

あと、損害賠償とは大体どんなような、難しい話だと思いますが、何をもって損害とするかですね。確かにそこで障害ができて求人開拓ができなかったというのは、国民にとって大きな損害なわけです。ただ、それをどうやって換算したらよいか。何をもって損害というふうに考えればよいか。

渡邊委員 単純に考えれば、期の途中で解除せざるを得なくなって、官自らやるか別な第三者を探してきてやるかという時に必要なコストというのが、最初に考えられるものだと思うのです。10%というのは、そういう観点からすると恐らく足りなくなるのかなという感じは持つのです。多分、10%と書くことによって、そういうところをカバーしないとすると、あとは10%の持つ意味が何かというと、事業者に、こういう違約金がかかるから、そういう事態が起きないようにまじめにやれという事実上のプレッシャーぐらいの意味しかなくなってしまうので、どこまでこの意味を持たせるかというのは、もうちょっと考えた方がいいのかなと、ちょっと感じました。

佐藤専門委員 この10%という数字は、会計法に契約保証金の金額が100分の10以上と書いてあることが根拠ですけれども、むしろ市場化テストにおける違約金額を考える上で、複数年度の発注が出てくると、だんだん契約金額が大きくなってきますね。会計法の考えている契約保証金は複数年度を前提にするのかどうかちょっとわからなくて、多分、PFIの世界では30年とか、国の事業であって、その契約金額が10%とやったら、皆さんびっくりしてしまって、質問回答の過程でだんだんそれが下がってきたりしているのですけれども、この手のものについては、委託費は一応払われているわけですから、よほどのことがない限り減額もくならないという中で、要するに、よく独立採算でやらせると損切りの発想で途中で事業放棄ということがあるので、それに対する歯止めのために違約金を設けるというのがあるのですけれども、市場化テストで出てくるものを拝見している限り、そんなにこの部分が、ばかみたいに違約金額が高くなるとか、あるいはそれなりの金額を違約金として取るかという規定を置かないと事業者の方が途中で事業放棄してしまうという恐れはそんなにないという気がしているので、ここの部分はあまり心配を今のところはしていないのです。

渡邊委員 こういう場合にあてはまるかどうか分からないのですけれども、こちら側が解除とうたっていても、実際上解除できないということにならないか。むしろそこがちょっと心配かな。これは本件だからというよりは、どんな場合にもあてはまることだと思うのですけれども、特則と読まれてしまって、10%に限定しますという言い方になると、本当に解除されたときに困るのがどちらかという、解除した方ということになると、多分、解除の規定というのが実質的に意味を失って、かえって違約金の規定によって、10%に限定した特則であると読まれてしまうと、そこがネックになる可能性はあると思う。

そういうことでしたら、違約金が特則だという議論が出ないように、国の場合はどこまでできるかですけれども、民間であればむしろ民法の原則にゆだねるということであえて書かないという考え方もありますし、他方、本当に違約金に意味を持たせるのであれば、損害賠償原則プラスアルファにするかとか、どこまでこの規定に意味を持たせたいかによって、どこまで書くか、あるいは金額の設定をどうするかというところは変えるのだと思う。

佐藤専門委員 この事業に固有のことでもないし、本質的なことでもないのですけれども、契約保証金はどうされるのですか。違約金相当額の契約保証金か、またはそれに代わる担保というのはお取りになるのですか。

上市指導官 取らないという規定になっております。

佐藤専門委員 契約保証金も特に積ませないわけですね。

上市指導官 はい。

佐藤専門委員 契約保証金の徴求が何か免除できることでよかったのですか。通常は、契約保証金は違約金担保のために取るというような規定も会計法の中にあつたように思います。

藤浪室長補佐 通常の入札ではそういうことにはなっていないと思いますけれども、詳しくわかりません。

佐藤専門委員 典型的には、建設工事などであれば必ず契約保証金か、それに代わる公社債か、国債、公債、履行保証保険といったものを担保に取ります。これは後で事務局経由で確認をさせていただきます。

榎谷主査 現在はそういう仕組みになっているということですね。

上市指導官 免除という規定になっております。

榎谷主査 あとは、不利益処分について、解釈の相違があって、民間でなかなか判断できないこともあると思います。評価委員会が最終的に判断するわけですね。だから、それは評価委員会があまり見解の相違が出ないということと、タイムリーに、できれば事前に判断できるように、体制を是非よろしくお願いしたいと思います。

あと、例の求人開拓推進員の方が今いらっしゃる。この方はベテランの方でもいらっしゃるんで、その方の活用もいろいろ書いていただく。個人情報にも配慮しながら、入札の説明会のときにキッチリと説明をしていただくということを是非よろしくお願いしたいと思います。

渡邊委員 さっきの一覧表のところですが、要項 8 ページの(ト)の、伺った趣旨は、上のところは、別に定める説明書に様式を添付とか、割と丁寧に様式を書いていただいているけれども、一覧表についても様式で付けられるわけではないのですか。様式で付けられるのであれば、ここだけ抜くのではなくて、様式で付けるものはできるだけ様式でバシッと、これで書いてこいと、それがわかるような形にさせていただくのがいいかなと思ったのです。

上市指導官 それは、別に定める入札説明書に様式を添付という形で付記をさせていただきたいと思います。

渡邊委員 先ほどの申出書のところも、細かい話ですけれども、もし不利益処分という意味が行政手続法に言う不利益処分であれば、行政手続法による不利益処分と書くとか。

細かいことで恐縮ですけれども、民間事業者から見たらできるだけクリアカットに悩まずにディシジョンができるようなという観点で申し上げているだけなので、深い意味があってというよりは、ここに限らず、可能な限りクリアカットに、これだけやれば、あなたは入札資格があるなしということがわかるように、しかも形式的にこれを出せばとりあえず入札できる、というところがハッキリわかるような形をお願いしたいという趣旨です。

榎谷主査 よろしいですか。

上市指導官 ここは従来から説明申し上げましたように、他の事業との並びの規定がございますので、条文の中にはちょっと入れにくいかもしれませんが、その時には入札説明会などのときに丁寧に御説明をしたいと思います。

榎谷主査 資料として手渡すとかいうことはできるわけですね。資料として、その時に、こういう様式ですということを手渡すことは出来ますね。

上市指導官 そうですね。行政手続法の抜粋などで御説明することは可能だと思います。
榎谷主査 わかりました。

それでは、本日の求人開拓事業の実施要項（案）の審理はこれまでとさせていただきます
と思います。

本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了することを目指して調整を進めた
いと考えておりますので、厚生労働省におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局と
の間で鋭意調整を進めていただくようお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室・経済産業省入室）

榎谷主査 お待たせいたしました。引き続きまして、企業活動基本調査の実施要項（案）
の審議を行いたいと思います。

なお、統計関係業務の実施要項（案）の審議につきましては、統計調査分科会の廣松専
門委員、椿専門委員にも加わっていただき、審議を行いたいと思います。よろしく願い
します。

それでは、審議を始めたいと思います。本日は、経済産業省企業統計室、岡本室長に御
出席をいただいておりますので、本事業の概要や実施要項（案）の内容等につきまして御
説明をいただきたいと思います。

本事業につきましては、事前にある程度事務局より説明を受けておりますので、ポイン
トを絞って 15 分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

岡本室長 経産省調査統計部の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。平成 20 年度経産省企業活動基本調査
におけます民間競争入札の実施要項につきまして御審議いただきたいと考えております。

まず、私どものこの企業活動基本調査は、平成 4 年に第 1 回を開始しまして、平成 7 年
から毎年調査という指定統計でございます。今般、御案内のように、政府の方針というこ
とで、民間開放するというので、この調査を委託してみたいということでございます。
内容につきましては、ここに御案内のとおりだと思いますけれども、製造業だとか小売業、
サービス業の業種で、従業員 50 人以上で、かつ出資金額、資本金が 3,000 万以上という企
業を対象に調査しております。

調査の規模といたしましては、約 3 万 8,000 企業を調査するというのでございます。

調査の期日でございますけれども、来年、平成 20 年 4 月から 21 年 3 月 21 日までの間
でございますけれども、調査票の提出期間につきましては、5 月中旬から 7 月 15 日までを予
定してございます。

調査事項でございますけれども、これはもう御案内だと思いますので、省かせていただき
ますけれども、企業の名称、所在地というような基本事項から、組織の内容、従業員数、

会計状況、そういったものにつきまして調査をいたしております。

続きまして、今般、どういことを請け負わせるのかということでございます。

業務の実施期間につきましては、今、申し上げましたので、来年の4月からということでございます。

ただ、私どもといたしましては、いろいろな名簿だとか、あとシステムを使って適正な調査をしてもらいたいと考えておりますので、以下のような、名簿だとか、照会事例集、前年度の調査票、こういったものを貸与いたしまして、審査に使っていただくというふうに考えております。

あと、大変細かくなってしまうので、ポンチ絵で御説明した方がいいと思いますので、恐縮でございますけれども、25ページを開けていただければと思います。こういったポンチ絵がございます。別紙2-2と書かれている方でございます。

二重線で四角く囲った部分につきまして、私どもとしては民間に開放したいと考えております。

両端につきましては、これは国の指定統計でございます。政策目的を達成するために、国民に対していろいろなデータを提供するという義務がありますので、この調査の企画だとか、調査対象というような基本的な部分の立案につきましては、私どもが責任を持って行いたいと考えております。そういう企画案と申しますか、民間の方に調査を直接実施していただく。言葉は適当でないかもわかりませんが、手足の部分につきまして民間に開放したいと考えております。

最後、これも繰り返しになりますけれども、国の統計であります以上、責任を持って分析なり公表するということから、今、申し上げましたように、結果公表だとか分析につきましては、私どもの方で直接行いたいということでございます。

そういった意味から、これは全く丸投げではございませんで、冒頭申し上げましたように、手足の部分につきまして委託する、請け負わせるということと考えております。

具体的に申し上げますと、今、申し上げました二重線の四角の部分でございますけれども、印刷関係、調査票の印刷だとか、発送。発送して、客体の方からいろいろなお問い合わせがあると思います。そういったものに対する応答。それに、一応、7月15日を期限としておりますので、期限に遅れた場合の督促業務。それから、当然のことですけれども、調査票の受付だとか、出てきたものに対する疑義照会だとか、個別の審査をさせるということになっております。

そういった手作業での作業と、あと機械審査。これはエラーが出るとか、そういうことをチェックいたします。そして、それにつきまして、いろいろお問い合わせだとか、苦情受付だとか、そういったことを請け負わせたいと考えております。

ちなみに、この四角の中の部分ですけれども、全く私どもが関知しないというわけではなくて、ものによりますけれども、1週間に一度必ず報告をしてもらう。それからまた、月に1度報告をしてもらうとか、中間評価を行うというように、常に私どもの方で指導監

督をしてみたいというような体制をとっていきたいと考えております。

大体これが請負の内容でございます。もう少し細かく御説明した方がいいと思うところがありますので、申し訳ございませんが、ちょっと戻っていただきまして、3ページから具体的な中身でございます。ちょっと細かいので、ここも省いて御説明させていただきたいと思います。

申し上げましたように、私どもで企画をしました調査内容につきまして、こういうものを印刷してくれという原稿をお渡しします。それについて印刷をしていただく。これは入札が終わりまして、実施、契約後の話になりますけれども、そういうことをやっていただく。続きまして、これは当然のことでございますけれども、4月以降から用品、調査票だとかマニュアルみたいなものをお送りするということ。

次の5ページでございますけれども、発送いたしましたものが順次返ってくるわけでございます。それについての受付だとか整理をしていただくということでございます。

それで、先ほど申し上げましたけれども、一応、7月15日を締切日としている関係上、それ以降出てきていないところに関して、督促だとか調査協力依頼といったことをしていただくということでございます。

次に、6ページでございますけれども、集まってまいりました調査票につきまして、事前審査、未記入なものがあるだとか、ちょっとおかしいのではないかという疑義照会をやっていただく。これにつきましては、順次データ化も図っていただくということを考えています。

それから、9月ぐらいからの予定ですけれども、機械審査をかけていくということでございます。この時点でも、エラーが出たものにつきましては疑義照会をし、常に補完していくということを考えてございます。

それから、これは当然のことでございますけれども、お問い合わせだとか苦情対応、こういうこともお願いをするということでございます。

それから、私どもの場合にはオンラインの申請も受け付けております。そういったものにつきましても、システムを貸し出しますので、委託先の方で処理をしていただくということを考えております。

7ページの下のエの部分ですけれども、昨今セキュリティーの問題に関しましては、私どもとしても非常に注意をしていきたいというふうに考えておまして、当然のことですけれども、今、ここに掲げてありますような、例えば管理責任者を置きなさいだとか、不要となったメモだとか用紙類については必ずシュレッダーにかけるようにとか、そういうふうな指導というか、契約内容にしたいと考えております。

この業務に関しましては、公共サービス改革法の中で公務員に準ずる扱いということになっております。だから、当然罰則がかかるということになっております。そういった意味から、非常に高度なセキュリティーを要求したいと考えております。

それから、先ほども申し上げましたけれども、次の8ページ以降でございますけれども、

常にチェックをしていきたいということから、中間報告を受けるということを考えております。ここで評価をいたしまして、これが大体9月から10月ぐらいを考えておりますけれども、この時点で一度チェックを図る、評価をしてみたいと考えております。

次でございますけれども、9ページの下の方でございます。この辺、いろいろと御関心があるかとは思いますが、統計に関して質の確保が非常に重要だと考えております。当然民間に委託するわけですので若干の不安もございます。そういった意味から、回収率なりについては制限を設けたい。目安というか基準を設けてみたいと考えております。全体の回収率だとか、督促回収率、基準日における回収率がどうなのかというところで常にキチッとチェックを図っていきたくて考えてございます。回収率は100%を目指していただくのは当然でございますので、その辺も鋭意指導をしてみたいと思っております。

あと、残りの10ページ以下につきましては、入札に関する資格だとか、私どもでは総合評価方式で落札者を決定しております。安ければいいというものではないということで、過去の技術力だとか実績だとか、そういったものを加味して落札をするという方式を取っております。そういったことをここに書かせていただいております。この辺は多分、各省共通だと思いますので、何か御質問があればまたお受けいたしますけれども、説明の方は省略させていただきたいと思っております。

大体、以上でございます。

榎谷主査 よろしいですか。それでは、御意見、御質問のある委員の方はどうぞ。

渡邊委員 形式的なところから伺ってよろしいでしょうか。3ページ目の業務内容のところに、例えば「審査業務予定者については、アンケート調査業務、市場調査業務の実務経験を有すること」とか、入札の資格にかかわるのか、加点事由にかかわるのか、よくわからないのですが、いろいろ資格的なところが入っているのです。14ページ目も、例えば加点項目事由でそれらしきことを言っているのか、「経営基盤・管理体制、設備・環境」でそれを読むのかとか、ここの業務内容のところと入札資格のところと加点事由のところと関係がちょっとよくわからないのです。

岡本室長 これにつきましては、私どもといたしましては、こういう統計事務を委託、請け負わせる以上、正直申し上げまして、アルバイトで誰でもいいというわけではなくて、例えば貸借対照表とは何ですかというような方ではいかがなものか。やはりある程度の財務諸表を見るような能力だとか、そういった方を是非入れていただきたいと考えておるのです。

そういった意味で、こういう制限というか基準を設けて、実務経験、例えば簿記2級、2級が適当かどうかという議論はあるところでございますけれども、やはり一定の水準の方を是非入れていただきたいということで、ここに入れさせていただいております。

ちなみに、入札の段階でどうかと言われますと、組織の中でどういう体制を取るのかということを企画書の中に当然入れていただきますので、その部分で判断したいと思っております。

小林副主査 関連して、今の3ページのところの「そのうち複数名は財務・経理で」云々というのと「2級以上」というのが具体的に出ているのですね。この「複数名」は、この人たちを置かなければいけないというので、それは審査のときの決定方法のところと言うと、どこに効いているのか。

萩原参事官補佐 最初に、12ページに「必須項目審査」というところがございますけれども、その2ポツの2の2つ目のポツ、「p3参照」と書いてございますが、「事業予定者に業務内容遂行の上で有効な資格があるか」ということでまずは反映したいということです。書き方をもうちょっとわかりやすくという御指摘であれば、それは改善したいと思います。

小林副主査 つまり、この「財務・経理での実務経験」云々というところは、一体何のために必要なのかということを知っているのですよ。業務プロセスの中でそういう人が必要なのか。

萩原参事官補佐 企業活動基本調査は、基本的に財務諸表をベースに企業の活動を分析し、そういうことの帳票を取るものなので、貸借対照表が全く分からない方は、調査の結果を見ても、いいのか悪いのか、去年とこんなに違っているのに突合が分からないということになります。私どもであれば、毎年データをチェックするという事の中で、貸借対照表のぶれがあると、ここは何かやったのではないとか、数字が間違っているのではないとかいうことになって、会計検査とはまたちょっと違うわけですが、数字で間違ったことがないかという方がうちの方は心配なので、間違った数字を出されてしまって、サマリー審査といって、数字を足し上げてしまうと分からなくなってしまうので、個票の段階で審査をします。そのためには財務諸表をチェックできるレベルの方がいいというのは、私どもの職業でも簿記の2級は1~2年やればできるレベルですので、公認会計士の方よりは相当落ちますが、財務諸表を見られるというレベルのところまでの方を是非入れていただきたいという、これは資格のところでは。

小林副主査 個票レベルで入れるような数字が入っていないかどうかということをチェックするのに必要であるということですか。

萩原参事官補佐 そうです。

小林副主査 質のところですけども、回収率というのを、督促回収率とか、基準日時での回収率とかを挙げていらっしゃるけれども、これが適切なのか。つまり、今ここに出していらっしゃる業務の内容からすると、例えばこのプロセスというのが非常に進捗が順調に効率的に行われているであるとか、最終的にいろんなところでアウトプットを出していくのだと思うけれども、そのアウトプットを出した時点で、それが適切なものなのかとか、それが十分に意味ある統計表を作成する、分析する前データとして非常に優れたものなのかとか、そういうものを算出するために、先ほどウィークリーとかマンスリーとかにレポート報告を出していただいて、モニタリングをするということをおっしゃっていたと思うので、そういうものを活用しながら測定していくということは考えられないのか。

岡本室長 さっきちょっと申し上げましたように、やはりモニタリングをしながら、今、先生おっしゃいました回収率、例えば今の時点で、基準日の時点で、我々がやっていたときよりも下回っている、また、我々よりも上かもわかりません。下回っている場合には、もう少し一生懸命やってくれとか、もう少し人員を考えると、そういう指導というか、サジェスションはできると思っております。

小林副主査 その意味で、この場合だと、やることが決まっているという印象が非常に強いので、事業者側としては、どういうところでインセンティブをいただくのかということと聞かれます。

荻原参事官補佐 実際に今回、回収率のところでは非常に私ども悩みました。指定統計で大きなものを出すのは何せはじめてでございまして、私どもの実績ベースでこれは出さざるを得ないだろうということで、恥ずかしながら今の実績を出させていただきましたけれども、本来であれば、これは100%を目指すべきものだと思います。

事業者の方につきましては、私ども、別途政策評価というツールを活用しておりまして、毎年こういう統計調査につきましても、8月末に前年度の事業の結果を公表する形になっております。ですので、民間事業者の方、落札をされた方の結果がよければ、この事業だけで公表してもいいが、政府としての行政の中での評価プロセスの中にも乗せて、そこはアピールをしていくということは少なくとも考えてみたいということをおもっております。ですから、この事業者は相当いいというのが、風評ではなくて、政府の方からそれは公表させていただくという形でアピールをしていただくということになろうかと思っております。

岡本室長 そういう意味でインセンティブというのは、金銭的に何かできるということとは、私どもの方では今、難しいかなというふうに考えております。そういったことから、今、申し上げましたように、こういう難しいことをやったという、非常に回収率も高めたとか、そういう評価、それが一つのインセンティブではないだろうか。例えば、その会社が次の何か新しい業務を受けるときに実績として残るわけでございますね。例えば私どもの経産省のこれは、これぐらいの高い評価を得られましたというのが一つのインセンティブだと思っております。

小林副主査 ここに参入してくる事業者の側から言うと、一定の課されたタスクをできる限り低いコストで効率的にやっていくということで競争せざるを得ないということなのです。そこで頑張った分、低いコストで参加してくるということを考えると、コストを低くしてパフォーマンスを上げるとどのぐらいメリットがあるということを、普通、事業者としては考えると思う。

それがこの事業に対する魅力ですよ。その部分を付けないと、例えば回収率が基準日時点で、事前の督促もやりながら上がったといったところの評価で、それにはそれだけエフォードが要るわけです。普通にやるよりは。そうすると、そこにコストをかけなければいけないという部分で、非常にジレンマに陥るのではないかと思う。コストは低くしなければいけないということと、コストを低くした部分、自分たちはどんなメリットが得られ

るのかということ。

岡本室長 それこそ民間の知恵を是非出していただいて、よりよいものにしていただくと、できればいいと思います。私どもではちょっと考えがつかない部分でございますのでね。

萩原参事官補佐 非常に難しいところだと思います。研究開発、防衛の調達、アメリカの事例なども勉強させていただきましたけれども、そういうものとそもそも統計で、国として出さなければいけないものを今回出しますので、そういった意味ではインセンティブの作り方が、市場があって、これをやると非常に後でもうけができますよという話とまたこれは違います。

ただ、今回、皮切りにやらせていただくので、国としてはこのレベルをお願いしたいと、それで予算額も、予算の見積もりにつきましては、今、財政当局と調整中ですが、何とか複数の業者に、この規模の、このものを委託した場合に、どれぐらい資金がかかるのかということをお願いしまして試算をしていただいて、それを勘案しながら予算額も決めておりますので、そういう意味では予定価格の範囲内で収まってくれば、全く利益が出ない、全くインセンティブがないという状態ではないという予算額は確保したいと私どもとしては思っております。

ですので、そこは何か、私どもとしては質が勝負なものですから、コストを削減するために質を落とすと言われてしまうと困るのですが、そのインセンティブの付け方というのは、今年1年やらせていただきたいと思うのですが、来年度以降、うまくいけば複数年度の契約に切り替えたいと思っているものですから、その辺りでちゃんと考えたというふうには思っております。

小林副主査 それは理解できたかと思うけれども、つまり、安ければ安いほどいいというわけではなくて、リーズナブルなコストで、きちんと質を達成できる業者を選定することだと思う。そうすると、最初の川上の部分で質も見極めなければいけないということになると、質の部分は落札者を決定するための評価の基準の中ではどこに反映されているのかと聞いているのです。

つまり、コストが安ければ安いほどいいわけではなくて、そのコストで求められた質を達成できる業者を選定するといったところで、川上部分で質を見極めるというふうに理解したけれども、そうすると、川上部分で質を見極めるときに、評価基準としてどこで見極めるのでしょうか。

萩原参事官補佐 これまでの調査統計の業務実績でやるしかないのですが、今のところ、先ほど御紹介した12ページのところに戻ってしまいますけれども、どれぐらいの情報処理能力があるとか、業務の執行の今までの実績があるかと、そういうもろもろのところを総合的に勘案して決めるしかなさろうと思います。そういった事業者がそんなに育ってきていると私どもも思っていないので、そこは危惧として思っているのです。こういう事業を是非取っていただいて、ある種育てると、私どもは本来、経済産業省でございまして、産業

を育成するのが役目でございますので、官公需を使って、調査統計業務の外注だけではなくて、全体を包括的に受けられる方々をある種育成していくというのも私どものやり方で、ノウハウは一部漏れるのかもしれませんが、それを共有化して、民間の知恵を使いながら高めていくところで何とか市場拡大、私どものやり方が正しければ市場は拡大いたしますし、私どものやり方がだめであれば、統計の専門家の方からはきつく民間に出すべきではないという声を昨今もいただくような状況でございますので、市場が広がって全体が拡大していく、パイが広がっていくというところで、そこは非常に苦しい選択でございますけれども、何とか頑張っていきたいと思っております。

榎谷主査 回収率が今の実績で78.9%ですが、100%が理想だというのはよくわかるのですが、例えばうまくいかなくて50%になってしまったという場合と、90%になったという場合と、いろいろ考えられると思うが、結果的に統計の質というんでしょうかね、こんなものでは信用できないということになる回収率は、数字としてどのくらいかは説明できるのですか。

岡本室長 それは非常に難しいところでございますけれども、私どもがやっていた過去の実績というのがございますので、それを見極めるということしかないかなと考えております。

榎谷主査 あと、調査対象が小売とかいろいろありますね。3万社でしたか。

岡本室長 3万8,000です。

榎谷主査 それは色々な業種に出していくわけですね。トータルで70~80%回収できればいい話なのか、業種ごとにある程度細かく、ばらつきがあまりあってはいけないのか、その辺はどのように理解したらよろしいか。あと、規模もあるかもわからない。

萩原参事官補佐 今のお話ですと、実はデータの一番いいところはサマライズしたところではなくて、パネルデータと私どもは呼んでおりますけれども、同じ会社のデータをずっと前から追いかけることができるということで、今、匿名データ化の議論がありますけれども、ある種学術的な意味もあろうかということで評価をいただいているところがございますので、これまで継続的に取れている企業のデータが取れていないということは、避けなければいけないということは、まずは考えております。

あと、業種別におきましては、ぱっと考えれば、業種によってばらつきがあるのは若干いたし方ないところがございます。私どもは今回、業種別にも回収率の数字は別途持っていますので、その辺りを目安にしながら、トータルでここまで持ってくればいいと思っています。正直言って、私ども、回収率のところは全部任せてやれといったところで、どこまでできるかというのはありますので、ちょっとドキドキしながら見ているわけで、そこは事業者の方の別途行っているヒアリングでも、是非困ったときは助けてほしいという言い方を逆にされていますので、そこは私どもとしてはうまく二人三脚で、キッチリ後で評価していただけるような、パネルデータをお使いいただけるような統計を作っていくというのが私ども国の役目だと思います。民間の方の知恵をうまく活用させていただきながら、

トータルで良いものをつくるというのが今回の制度の趣旨だと思いますので、そこにのっかって頑張っていきたいと思います。

榎谷主査 そうすると、実際はもうちょっと細かくいろんなものを見ていかないと、単純に何%にすればいいという話でもないということですね。

萩原参事官補佐 この辺りの事業者が出てきませんということになると、これは実は難しいですという話は、こちらから事前に全部お見せしながらやらせていただきたいと思います。

渡邊委員 今の御回答を伺って、私自身が誤解していたところがあるなと思ったのですが、けれども、さっきのポンチ絵で説明していただいたときに、送付先の抽出というところがあったので、毎年、必ずしもフィックスされた会社に送られるわけではなくて、やはり移動があるのかなと思っていたのですが、今のパネルというお話になってくると、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

萩原参事官補佐 これはある程度の規模以上の我が省の所管している企業の全数です。

渡邊委員 全数調査ということですか。

萩原参事官補佐 ですので、規模 50 人、3,000 万というお話をさせていただきましたが、それ以上の規模の当省所管の企業の全数調査なので、そこは同じ事業者さんが入ってまいります。

渡邊委員 あと、もう一つ、私、全体の回収率と督促率のところ、どのように質を設定するのかというところで、最初に資料を拝見したときに疑問に思っていたのです。そうすると、今までの回収率が一つの指標に十分なり得る。去年まで出していたけれども、今年から絶対出しませんという、あるいはその逆というような、突然気が変わるというところはあまりなく、あるいは初めて受け取ったので、一か八かやってみるまではわからないということではなくて、今までのベースで考えることができるという理解でよろしいのですか。

萩原参事官補佐 新規の事業者はまた別にございますし、あと、民間の事業者さんですので、これは別途、分科会の方で廣松先生からも御質問いただいたんですが、例えば調査会社が仮にこれを取った場合に、また総研会社が取った場合に、同業他社が出したがないという可能性はいたし方ないところかもしれません。そういうことは出てくると思います。

そこはただパネルデータとしてお願いしてやっていただくということで、引き続き統計としては取れなくなってしまうのが一番困るけれども、同業他社は出しづらくなるというのは、影響としてはまず少なくともあると思います。あとは、民間事業者にデータを見せたくないという、特に非上場のところは、もしかしたらそういう影響が出るかもしれません。

渡邊委員 全体の作業として何が期待されているかという点ですけれども、これもまたさっきと同じような、ポンチ絵だけ拝見して、ちょっと誤解した点があるのですが、

督促業務が始まる時期というのは、基本的にデッドラインが来て、返ってくるべきものが来ないという段階になって始まるのか、それとも全体の回収率を底上げするために、調査票を出した段階からある程度の働きかけを予定されているのか、その辺りはどうでしょうか。

岡本室長 そこは基本的には、さっきも申しあげましたように、7月15日を一応、締切とさせていただきます。ただ、締切りの次の日からやるかと言われれば、そこはやはりあうんの呼吸で、様子を見ながらやるということです。

萩原参事官補佐 一応、今、2週間置いているそうですので、締め切って2週間置いて、督促作業をスタートという話です。

渡邊委員 前倒しでやられるということはないですか。

萩原参事官補佐 前倒しでやりますと、ちょっとさすがに、期限付きでやっているものですので、そこまでに出示していただければ。

櫻井参事官補佐 調査のお願いという形で、調査期日という話以前に、こういう統計がありますので御協力をお願いしますという通知は私たちの方も以前からやっております。

渡邊委員 それも民間が今度やる。PR活動と言うと変な言い方ですけども。

岡本室長 事前周知ということでございます。

渡邊委員 それは民間がやることが予定されている。

岡本室長 はい。

渡邊委員 わかりました。

榎谷主査 4月に出すのですか。4月に出示して、締切りは7月15日ですか。

岡本室長 5月の中旬、16日程度を予定しておりますけれども、そこから2か月です。

櫻井参事官補佐 2か月ぐらい前に事前PRをするということです。

岡本室長 今、申しあげましたように、事前に周知を図るということで考えております。

榎谷主査 事前に書類を出して、1か月ぐらいして、またお願いか何かで改めて文書を出しているわけですね。

須田参事官補佐 4月末に、事前のお知らせということで、調査票の縮小版ですね、見本と書いたもの、こういう調査票が行きますので準備をお願いしますということで出します。

榎谷主査 事前に出して、それで調査票を出すということですね。

須田参事官補佐 そうです。2週間後に本物の調査票が行きます。

椿専門委員 内容は大体わかったが、ちょっと気になったのは、このポンチ絵で、具体的な作業をやる場所ですけども、特に最終的な機械審査と書いてあるところは、この要項を見ると、経済産業省内の場所を使うことになっているのですね。

岡本室長 私どもの執務室を使わせることになっております。

椿専門委員 そこはそれでいいのですが、それ以外の作業に関しては、場所はどこでやるのか。受けた民間企業が自分のところでやるのか、あるいは経済産業省のどこかの場所

を借りてやるのか、そこはどうですか。

岡本室長 それは請け負った会社のお考えだと思います。特に苦情だとか、あと、督促というのは電話があればいいわけですので、テレホンセンターみたいなところでやるという方法も考えられますし、物理的な作業をする場合、一定の場所が必要だと思います。そこは請け負った方の判断だと思います。ただし、システムを使う部分、機械審査の部分につきましては、やはり私どものところでやっていただくということを考えてございます。

椿専門委員 そうすると、具体的に2ページのところで、経済産業省からの貸与物件の中に、これは必要だと思いますけれども、19年の調査票、回収した調査票、それから、法人企業統計の結果、科学技術研究調査の結果というのが業者の手に渡るわけですね。そこが大変気になるというか、セキュリティーの担保は是非ちゃんと見ておいていただければと思います。

萩原参事官補佐 特に移送データのところ、それから、19年の個票データそのもの、さっきパネルと申し上げましたが、企業名の入ったものも含めて、事業者チェックのために渡さざるを得ないというところについて、情報管理のやり方はいろんなやり方がございます。霞が関でも、特許庁の審査の場合は机の上から絶対離さないというやり方もございます。それだけスペースが許せば、勿論予算が許せば、霞が関ビルを特許庁のように借り切って執務スペースを準備してというやり方もできるのですが、予算的な制約があるので、一応今のところは事業者と調整して決めたいと思っていますので、そのときに御指摘のところは十分踏まえて、しっかりやっていくということになると思います。

小林副主査 今回の部分は実施要項のどこに反映されているのですか。

萩原参事官補佐 情報セキュリティーということと言うと、先ほど御説明した7ページの下以下のところに書かせていただいておりますけれども、今の個票のデータのところについては、必要があればというか、もうちょっと書き込んだ方がいいのかもしれない。

これは本当に出てしまうと情報漏洩では済まないで、企業のマル秘の情報が全部出てしまいますので、今回の法律上も罰則がかけられているわけではございまして、罰則は勿論事業者にかかることにはなりますが、罰金を払っても欲しいという人がいるかもしれませんし、そういうことでは済まなくなりますし。

佐藤専門委員 これは回収の仕組みに関する単純な質問ですが、別紙2-2のポンチ絵のところに、調査客体からの回答については郵送またはインターネットとなっていて、ずっとこれを見ていたら、結局、オンライン調査票というのをPDFファイルで返してもらうことをインターネット回答というふうに理解してよろしいか。

これは、最初送るところは、ハードというのか、紙を郵送ベースで送る方法が指定されていると読んだのだけれども、実際、回収をやる時は郵送による回収とインターネットによる回収と、どちらの方が回収率がいいのか。

あるいは、例えば督促の方法も、調査票一式の再送と電話と督促状となっているけれど

も、多分、回収率を上げるときにインターネットを使うことを考えていいのか悪いのかよくわからないし、今回はその部分に関する御提案を受け付けるような審査項目になっているのかどうか分からないのだけれども、何かパスワードを発行してインターネットで回答してくる送り主の同一性を特定するというような仕組みもあるようですけれども、例えばこれを全部インターネットによる回答に誘導すると回答率が上がるとか、そういうようなことは、これは提案には任せられない部分ですか。

あるいは先ほどのセキュリティーの関係で、必ず紙ベースで送って、紙ベースで回収するという方に誘導することなのか。紙ベースで送って、紙またはインターネットで送ってくれという、ここのところの立て付けの部分が、回収率との関係でどういう因果関係があるのか、わからなかった。

櫻井参事官補佐 この統計でオンラインを始めてまだ4年目です。開始以来からだれでもかれでもオンラインでできるという環境整備になっておりません。企業の方でそれなりのインフラがそろっているかということがまず条件になります。ですから、やれる方はやっていただきたい、ただし、紙でも勿論提出できますと。最初の入り方がとにかく両方、出し方はありますと言うことです。我々の方から是非オンラインでやってくださいと言っても、企業の方にそれが整っていない場合は全然対応ができない。そういう形のもとで続けてやっておりますので、だれでもかれでも簡単にポーンと送れるということはございません。ただし、本当にオンラインの方が便利だという方は申請をしていただいて、それなりの暗証を取っていただいて、PINと呼んでいますけれども、そこで初めてできるということでございます。

ここにも書いてございますけれども、現在、大体4,000数社に対してPIN発行をしています。実際にオンラインにより出してくれるのは3,000幾つです。ですから、全対象企業の1割くらいがオンラインで出してもいいですよとっていただいて、実際に出てくるのも、そのうちの9割くらいのところですよ。変な話ですけども、オンラインでやった方が回収率がいいというような整備にまだなっていないことが一つと、そちらの方で自由選択をしていただくという形になっているというのが現状です。

佐藤専門委員 わかりました。

櫻井参事官補佐 ここについては記載してありませんけれども、これから調査実施業務をしていただく方が、勿論限定された経済産業省のシステムですから、それを使っていた中ですから、何も特別なことはできないと思いますけれども、オンライン調査のいわゆる有効性とか何かを、非常に便利ですよということをしていただくことにより、提出率のアップというのは可能かと思えます。

廣松専門委員 先ほどから議論になっている質の問題ですけども、まず、基準日時点の回収率ということに関しては、被調査者のやる気を出させて、基準日までに出してもらおう、いい調査票を出してもらおうという意味で、一つの管理手法として合理性があると思えます。

それから、督促後の回収率というの、督促行為というものが、本当は基準日で全部までに全部出していればいいのですけれども、二段目の作業の質を凶っているという意味で、これもよくわかります。しかし、最終的に審査ではねられるとか疑義照会の数が多いというのは、明らかに質が悪いことを表しています。

督促のかけ方の中には、質を無視して、とにかく出してくださいという形の督促の仕方も当然あり得るわけで、それをやってしまうと後の疑義照会のところでコストがかかることとなりますが、それは民間事業者の責任なので自業自得かもしれませんが、しかし、品質がこの二つだけだと、民間事業者は自分はコストは払ったけれどもいい仕事をしたではないかというように、世の中に対して主張することができる可能性があるわけで、疑義照会自体の件数も含めるべきだと思います。完全な形で回収された調査票と、それ以外のものが明確に表に出てくる方が、仕事の質が明らかにされるという意味でいいのではないかと思います。

疑義照会への対応は民間事業者にとってコストがかかることなのですが、仕事の質を示す情報としてあった方がいいのではないかと思います。

萩原参事官補佐 そこはちょっと検討させていただきたいと思います。実は今、この調査で疑義照会の細かいところまで御指摘いただきましたけれども、一番恐れているのは、落札した事業者の方が勝手に埋めることを一番私どもが恐れておりまして、制度上、そこにいかないようにどうやって工夫するかというのが私ども一番悩んだところですので、おっしゃることは確かに一案だと思いますので、次回までに検討させていただきます。

御指摘いただいたデータ移送のところにつきましては、省の中でやらせていただきますので、そこは問題ないと思います。実際にはパネルの19年の貸出しのところはおっしゃるとおりですので、そこもしっかりやりたいと思います。

渡邊委員 1点だけよろしいでしょうか。私、仕事柄、企業の代理をすることがすごく多くて、それがほとんどですけれども秘密情報というかセキュリティについては、御指摘のあったように、ものすごくセンシティブな部分だと思うのです。

先ほど取った事業者とすり合わせというお話もちょっと出たかと思うのですが、むしろ最低限これだけは、例えばコピーを禁止すると言うだけでは足りなくて、極端な話、本当にコピーを禁止しようと思ったら、事業者の名前が斜めに入った、コピーされたらどこから出たかわかるとか、役所も随分前からやっておられるような気もするのですけれども、できれば具体的などころまで、最初の段階から制度設計の中に入れていただいて、決まってから事業者ができるかできないかというよりは、もうやれという部分を固めていただいた方がいいのではないかなという、ちょっと感想めいたところで、そういう意味ではもうちょっと具体的に、これはやれ、ここだけはクリアしろというラインを是非お考えいただきたいなと思うのです。

岡本室長 それはもう、十分に検討してみたいと思います。

榎谷主査 調査票のサンプルが何かは御提出いただけるのですか。あるのですか。

岡本室長 各委員にお渡しをして。

榎谷主査 ありがとうございます。イメージがちょっとわからなかったもので。

萩原参事官補佐 住所とか何からみんな入れるような形になっているものを今、お渡しいたしますので、是非ご覧いただければと思います。

榎谷主査 それでは、時間となりましたので、本日の企業活動基本調査の実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますと思います。

経済産業省におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局との間で鋭意調整を進めていただきたいと思います。

また、本日、質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局から経済産業省に送付いただいて、次回の審議に回答していただけるよう調整をお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。

（経済産業省退室・総務省入室）

榎谷主査 お待たせをいたしました。続きまして、科学技術研究調査の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

科学技術研究調査につきましては、民間競争入札により本事業を実施しており、評価につきましても、今後、審議を進めることとしております。

本日は、総務省経済統計課、清水課長に御出席いただいております。現段階で明らかになっている本年度の事業の実施要項（案）の内容につきまして、昨年の審議で御検討課題とされた事項の検討状況も含めて御説明いただきたいと思います。

清水課長 初めに、資料3-2「科学技術研究調査 民間開放の実施状況について」を御説明させていただきます。

平成19年の科学技術研究調査は、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を行ってありまして、委託業務内容といたしましては、調査票の送付・回収、照会対応等に係る業務となっております。業務の期間は19年5月14日から10月12日まででございます。受託事業者はサーベイリサーチセンターとなっております。

1ページの下のところから委託業務期間終了直後の回収状況をまとめておりますが、回収率につきましては2ページでございます。

まず、基準日時点の回収率ですが、企業等は34%、非営利団体・公的機関につきましては35%でございます。こちらは目標を達成しております。ただし、大学等につきましては11%ということで、未達成でございます。

続いて、督促回収率でございますが、企業等は67%で目標未達成、非営利団体・公的機関、大学等につきましては、それぞれ99%、100%ということで達成しております。ただし、大学等の100%は四捨五入して100ということで、全部回収できたという意味ではございません。

続いて、全体の回収率でございますが、企業等につきましては78%ということで、達成

に近い状況でございます。非営利団体・公的機関、大学等につきましては、それぞれ99%、100%ということで目標を達成していると言えます。

続いて、委託業務の主な実施状況でございますが、実績人員、合計で延べ581名となっております。

続いて、照会対応業務でございますが、イのところに照会対応状況をまとめて書いておりまして、照会対応件数は2,613件、18年実績と比較しますと1.7倍となっております。国が対応した件数は412件、18年実績と比較すると4分の1でございます。

なお、督促業務と混在しているものもございまして、現在、精査しているところでございます。

続いて、督促業務について御説明をいたします。4ページにはがきによる督促対応状況がまとめてあります。今回、大きな特徴は、1回目に6月1日、約1万5,000に対して、はがきを送っていきまして、ここが国の実施していた場合と異なる点でございます。先ほど基準日時点の回収率が目標を上回ったところがあると申し上げたのですが、早い段階ではがきを大量送付したということが要因の一つであると考えられます。

他方、電話による督促件数につきましては、現在、精査中でございます。

なお、電話督促の過程で調査客体調査票等を紛失した場合に、業者からの連絡を受けて国が調査票等を再送付しておりますが、その件数は約3,200となっております。

引き続きまして、調査客体への対応状況について御説明をいたします。別途アンケート調査を実施しております。照会対応状況につきましては、対象数400、督促対応状況につきましては、対象数500に対してアンケート調査を行っております。

その結果につきましては、6ページにまとめております。照会対応状況につきましては、接続度、応対度、的確度、迅速度、利便度、満足度、また、督促対応状況につきましては、応対度、的確度、それぞれ調査をしておりまして、どの問につきましても、どちらとえば評価する方に回答した者の割合、プラスの向きに回答した者の割合が8割を超えております。

引き続きまして、民間競争入札実施要項(案)につきまして御説明をいたします。こちらは前回と変えている部分に下線を引いております。

最初に大きく変えている部分が4ページでございます。4ページの(2)に委託業務の内容と書いてありますが、こちらは従来からの業務に加えまして、調査関係書類の印刷、封入を加えております。

ただし、調査票と結果をわかりやすく解説したパンフレットは3月までに作成しなければならぬという事情がございます。また、調査票はOCRの読み込み検査が必要でございまして、そのOCRは特別な機械でございます。保有する企業はまれだということで、除いております。

業務の期間でございますが、今回は3年間の複数年契約を想定しております。

業務の内容につきましては、今、申し上げました調査関係書類が並んでおります。発送

用封筒、返信用封筒、記入上の注意、調査のお願い、調査のあらまし、民間委託を明記した依頼文書、インターネットによる調査票の提出について書いたもの、インターネット活用システム操作説明書でございます。

これに併せまして、保管する場所を確保するという記述を設けております。

更に、作成した調査関係書類を併せて発送用封筒へ封入するという、また、それを送付するという、また、あて先不明につきましては、新しいあて先等を調査票へ表記して送付するという記述を書き加えております。

続いて、5ページに移りまして、照会対応の受付時間について下線を引いていますが、こちらはわかりやすさの観点から、ほかに書かれていたものをそのまま複写した記述でございます。

次に、なお書きのところで、調査客体から再送付依頼があった場合は調査票等一式を送付するということを書き加えております。

更に、(カ)のところで、残った調査票等一式は総務省統計局へ納品するという旨を書いております。

その下に業務に伴う作成書類をかなり書き加えているのですが、これらの業務の追加に伴う様式の追加を並べております。(オ)のところに勤務体制表についての記述がございますが、こちらは既に報告をいただいているものですが、今回、様式を定めております。

更に、留意事項ですが、作業を行うための場所を確保する、また保管管理を徹底するという記述を書いております。

続いて、1枚めくっていただきまして6ページ、業務にわたり確保されるべき質について書いておりますが、こちらは数値を19年度の実績値に置き換えております。

続いて、7ページの上のところに契約額の支払いについて書いております。調査票等一式の送付は単価契約、他の業務は請負契約とするということなどを書いております。

続いて、参加者に必要な資格についてまとめておりまして、(7)のところに共同事業体として参加することができるという記述を設けております。こちらは参入形態の範囲を広げるという目的で書いているものでございます。

続いて、8ページにスケジュールを書いております、政府調達要件ということもございまして、今回、スケジュールを前倒ししております。官報公示を平成20年1月上旬ごろに予定しております。

続いて、入札実施手続についてですが、提出書類の中になお書きとして、欠格事由の審査に必要な書類を提示することと書いておりますが、こちらはこの内容がきちんとわかるように明示しているものでございます。

8ページの下のところから評価に関する記述がございます。必須項目の審査につきましては、要員体制を少し詳しく書いておりまして、9ページの頭のところになりますが、体制についての記載を明記しております。

更に のところで、調査票等一式の再送付依頼に対する迅速かつ的確な処理について記述を設けております。

続いて、設備・環境についてですが、保管、封入作業を行う場所を明示するという事などを書いております。

更に、9 ページの下の(オ)のところで、督促業務について書き換えを行ってありまして、以前は「繰り返し調査票提出の督促を行うこと」というふうに書いていたのですが、今回「繰り返し」という用語を削除しております。

続いて、加点項目の審査について御説明をいたします。10 ページに要員体制を書いてありまして、以前は「不測の事態に備え人員補助体制があるか」という書きぶりだったのですか、今回は「人員補助体制は、効果的なものか」という書き換えをしております。

また、設備・環境につきましては、今回は調査票等一式を保管するという事で、「防犯・防災体制は具体的に示されているか」という記述を設けております。

更に、教育について具体的な内容を書いてありまして、今回の経験を通じ、教育が重要と感じたこともございまして、内容に踏み込んだ記述にしております。

また、照会対応業務のところ、**「トークスクリプト等が適切なものであり、適切な照会対応の実施方法が具体的に示されているか」**と書いてありますが、前は督促業務にだけ書いていたものを、今回、照会対応業務にも書き加えたものでございます。

続いて、12 ページの上のところに技術点というのがございます。配分 90 点になりますが、前は 84 点ということで、今回、幾つかの項目を加えていますので、その分の点数が上昇しております。

最後に 13 ページの上のところになりますが、報告事項として、調査票の再送付状況を追加しております。

以上でございます。

榎谷主査 それでは、ご意見、ご質問のある先生方はどうぞ御発言いただきたいと思っております。

小林副主査 業務にあたり確保されるべき質の部分で、ここに出されている督促回収率と基準日回収率というのが、平成 19 年度の実績というのを示されていると思うのですけれども、それはどうしてですか。

清水課長 このところは、できるだけ新しい結果にしたいということと、あと、今回、民間に委託して行っていただいたということで、次回も同じようにやる場合に、より参考になりやすいのかなという思いで書き換えております。

小林副主査 最終的に統計処理がされているときに有意なデータが出てくるというところを設定したときの回収率のターゲット設定という観点ではなくて、実績ということですか。

清水課長 回収率につきましては、国が実施していたときも若干毎年下がるような傾向もあったというようなこともございまして、かなり客体側の受け取られ方にもよるとい

ことで、あまり古い情報に基づくよりも、最近時点の数字に基づく方がいいのかなという
ことで設けております。

小林副主査 考え方としては、何を達成していくのかという考え方ではなくて、最適な
最終産物を出すために、どこをターゲットにするかというのを設定するという考え方がある
のではないですか。だからそういう意味と、多分、前のときに質の測定についてはいろ
いろ議論したと思うのですけれども、例えば誤記入だとか未記入だとかというのを少なく
するとかといったものをプラスするとか、そういうことが議論されていると思うのですけ
れども、そのあたりのことが、昨年、平成 19 年度と同じ考え方の質の設定でいいのですか
ということですか。

清水課長 誤記入、未記入についても、照会対応があった調査対象を特定したり、また、
照会対応があった項目を特定して比べてみるというようなことも想定しておりまして、現
在、作業を進めているところでございます。ただ、こちらについては、もう少し数字が固
まってからでないかと状況が出てこないものですから、そういったものも見て考えていく必
要があるかなというふうに考えております。

渡邊委員 この調査票のアイテムを拝見すると、企業にとってはある意味、研究開発の
非常にエッセンスにもなるような、すごく重要な情報が入っていると思うのです。他方、
落札者の決定方法とか評価の基準を拝見すると、セキュリティ対策で本業務を行う場所
において入退室管理を行うこと、使用する PC 等の情報機器に情報漏えい防止策を講じる
こと、次の設備・環境の防犯・防災体制は具体的に示されているかという、非常にシンプ
ルな書き方になっていて、私が調査票に回答しろと言われた企業の者であったら、ものす
ごい不安を覚える内容ではないかという気がするのですけれども、ここはもう少し具体的
にというか、本当の意味のセキュリティ対策になるような記述を具体化してもらうのは
難しいですか。

清水課長 この調査は民間に委託をしてはいるのですけれども、調査票に記入したもの
というのは直接統計局の方に送られてきますので、今、御指摘のあった項目につきまして
は、民間業者は見るできないような状況になっておりますので、一般的な書きぶり
にとどめているということでございます。

渡邊委員 そうすると、具体的な秘密情報は、請け負ったというか、落札した事業者には
行かないというふうに理解していいわけですか。

清水課長 そうですね。名簿は、どこにどの企業があるかというのはわかりますし、あと、
調査票そのものも、例え様式であっても悪用されたりしては困りますので、そういう
意味で大事なものも中には入っております。

渡邊委員 調査に回答する企業の側からすると、それが漏れて、何か非常にシリアスな
状況になるということは考えにくいということですね。

清水課長 そうですね。

渡邊委員 統計局の方から事業者に対しても、例えばこういう場合にはこう対応するだ

というようなトレーニングの過程で、企業の情報が出ることはないと理解していいのでしょうか。

清水課長 はい。

小林副主査 インセンティブの在り方というのが議論になったと思いますが、今回の結果、19年度の結果を見ると、基準日の回収率は、最初に早い時点ではがきを送ったので、いい結果になっているということが出ているのだけれども、結局、全体の回収率としては、国がやっていた実績を上回ってはいないわけですね。その部分で、企業にとってパフォーマンスを上げるモチベーションになるようなものを設定して、それなりの創意工夫、まあ今回そういう創意工夫も行われたかもしれないですけども、結果としてはこのような結果になってしまったということについて、インセンティブを設けた方がもっと効果的な回収率、回収率というものを設定するとすれば、パフォーマンスの基準として、それを設定するのだとすれば、もっとパフォーマンスになるというものを考えた方がいいのではないかと。その辺はいかがですか。

清水課長 私どももインセンティブというのは課題になっていたものですから、いろいろ検討はしたのですが、どの指標を取ってみても、金銭面で差をつけるほど、業者の成果か、あるいは業者の責任かという区別がしづらいという面がかなりございまして、例えばこの回収率も、いろんな要因が入って、それで達成されているという面がございまして、例えば先ほど御説明しましたけれども、照会対応、国に直接かかってくるようなものもございまして、また、客側も、企業の状況やその時の社会情勢によって色々な反応を示すというようなこともございまして、これだけの回収率を達成したら、その分、経費の上積みだというようなところまでは、なかなかいかないという印象を今回の経験を通じて思いました。

椿専門委員 その点と関係して、資料3-2では、恐らく途中経過だろうと思えますけれども、今年度のいろいろな評価をいただいたわけですが、かなり数値的なものですね。具体的には、例えば今、話題になった照会対応状況などは、ある程度具体的に、どういう照会があって、どう対応したかということが、いわば民間の委託を受けた方に蓄積していくと、それはそれなりに、ここで言うとトークスクリプトか何かのような形で具体的に反映されていくと、そこはやはり民間の業者にとっては非常に効率的にできるようになるわけですね。その意味で、今年度のこういう経験に関して、その辺を実際に公開するというか、今年は入札をまた一からやり直しですから、そういうものを何か新しく入札しようとしている業者に示すということは考えていらっしゃいますか。

清水課長 業者に対しては、もう少し詳しいマニュアルをつくって、どういう時にどういう対応をするのかということをきちんとまとめたものを作成して、それに基づいて対応していただくことにしていますので、勿論今年の経験もそこに入れて、そういったものがある程度普及させるといふか、浸透させるといふ方向に持っていけたらいいなと思っております。

椿専門委員 逆に言うと、今回、3年間の契約ということですから、もし受けた業者が3年続けてやると、そういう意味では民間にそういうノウハウが蓄積されることになりま
すね。

小林副主査 3年間の契約の中で、パフォーマンスがあまり芳しくないというか、あまり
向上しないか、あるいは低下しているという状況が出た場合には、どういう措置をとる
ことになっているのですか。

清水課長 今年度もそうですが、年度の調査が終わったところで、実績状況の報告、達
成しなかった場合には報告をしていただくことになっております。ただ、それが低くなっ
た場合に契約をどうするかというようなことはあまり考えないようにしたい。最初の入り
口のところできちんと審査をして、それでやってくれるところには、いろいろ教育とか指
導を通じて3年間走っていただきたいというふうに考えております。勿論入札実施要項の
中にも契約を打ち切るような条件というのが書いてありますが、その範囲内でやっていき
たいと考えております。

椿専門委員 3年間継続することに関する財政的な保証というか、特に財政当局との打
ち合わせというか、何かされていますか。

清水課長 予算要求をしているというところでは。

廣松専門委員 先ほどの小林先生の御質問ともかかわるのですけれども、回収率に関し
てかなり目標水準に近いという状況になっていると思うのですけれども、総務省統計局が、
いわばこの業者に対して余分にやらなければならなかった仕事、疑義照会とそれに伴うコ
ストの上昇、総務省から見た満足度というか迷惑度というようなものはどうだったのだし
ょうか。それらの中に新たに質の評価のための尺度として使えるようなものはあったの
でしょうか。

清水課長 電話対応などをしている人が誤解しているのではないかというようなケース
が若干見られまして、それに対してはきちんと指導していくというようなことで対処して
きたわけですが、今回、この実施要項の見直しにあたって、教育の部分をきちんと
しているということをおある程度保証した上で進めたいということもございますので、そ
この部分を具体的に書くようにしております。

小林副主査 民間がやった結果、どのくらい効率的で、一定の質が確保されたかという
ことについての情報というのは、次回お出しいただけると理解していいですか。

清水課長 まだきちんとまとまっていないところが結構ありまして、例えば督促状況に
関する数字の取りまとめ、それと先ほど申し上げました誤記入、未記入、そういったもの
がまだまとまっていないということもございますので、その辺をできるだけ早く仕上げた
いとは思いますが、実は未記入や誤記入については、最後の統計表をつくる段階でチェ
ックしなければいけない部分もございますので、それがまとまるのは12月上旬の予定にな
っております。

榎谷主査 それによって考えようということですね。

清水課長 はい。

榎谷主査 これはうがった見方かも知れませんが、それぞれ大学と研究機関、民間と色々ありますね。その時に目標があって、例えば入札で落札した業者が、とにかく1%でも上げよう0.1%でも上げようと最後まで努力するのと、あるいはもう大体達成したということでもちょっと手を抜くということもあるのか。

要するに、この程度あれば十分だという意味から見れば、例えば78%を達成すればそれでいいという見方をするのか、とにかく最後まで90%にするためにぎりぎりかつやつやると考えるのか。90%の方が統計の質は良くなることは事実ですけれども、民間としてはとにかく最後まで1通でもしつこく追いかけるというのはコストがかかる話ですね。そのあたりのことはどのように考えればよろしいか。

清水課長 今回、全体の回収率について目標を設定しておりますが、勿論本来ならば100%にしなければいけないのですけれども、現実問題、世の中見ていると8割ぐらいというようなところがございます。

私どもが一番困ってしまうのは、統計表をつくるときに、従業者階級、産業別に結果を出すのですが、その部分の回収数があまりに少なくなって、結果表章できないというようなことがある。そうすると非常に困るということがあるのですが、このところ企業等で8割近い回収を上げておまして、このレベルであれば、そういう穴が開かないというような状況ですので、この程度の水準であれば調査としてやっていけるのかなという感触は持っております。

榎谷主査 今後も、入札をする業者さんは、回収率について大体80%前後を確保するような努力をしてもらいたいが、必ずしも90%まで上げてもらう必要はない。つまりコストのかけ方の話で、80%を90%に上げるといったら、ものすごいコストをかけなければいけないと思う。回収率が80%ぐらいあれば統計の質としては、基本的におっしゃったように、十分かどうかはわかりませんが満足できるというレベルと考えてよろしいですね。

清水課長 はい。

榎谷主査 この調査で、調査対象企業からの提出にあたってはインターネットによる提出も認めているわけですね。その場合、5ページにインターネット提出にかかわる問い合わせというか、何かがあった場合には、それは既にインターネット上に「調査票の提出について」という説明があるとか、あるいは活用システム操作説明書が送られているから、これに沿って回答してくださいと、この業者は言うわけですか。直接、操作の仕方に関する質問だとか何かは受けないのですか。

滝口課長補佐 直接の問い合わせですか。電話がかかってくれば、それはそれなりに国としては対応します。

榎谷主査 それは統計局の方が対応なさるのでですね。

滝口課長補佐 直接かかってくればですね。まさか直接かかってきて、お問い合わせはセンターの方に回してくださいということはしませんので、直接かかってくれば、それは

私どもの方で対応させていただきます。

榎専門委員 あるいはインターネットで提出してくださいとか、勧誘とか、そういうことは特にはやらないのですか。

滝口課長補佐 国の方からはしないですね。

榎専門委員 民間企業の方にそういうことをするようにと、別に指導はしていないのですか。

滝口課長補佐 していません。

榎谷主査 競争入札で民間が落札したので、国の業務は相当減ってきていると思うのですが、照会だとかプラスの業務すなわち今までない業務もやらなければいけない部分もありますね。その辺はどうですか。実際外注して、その部分は減ったけれども、増えた部分もありますね。逆に減らなかった業務というのでしょうかね。減らなかった業務とか、別の業務が出てきたと思うのですが、それはどの程度の時間、つまり相当負担になるぐらい、思っていた以上に出たとか、それほどでもなかったのか、その辺はどういうふうに理解されていますか。

清水課長 この要項の中で、業務に係る者1人分ということを書いてはいるのですけれども、実際には先ほど申し上げましたように、業者との間でいろんなやりとりもございまずし、また、業者の方で誤解しているというようなケースもございました。また、直接国に対する照会というものもなくなるだろうということで、当初予定していたよりは大変だなというところはございます。ただ、業務全体としては、それ以前と比べると減少はしているということです。

榎谷主査 慣れの問題もあるのかもわかりませんね。だから、3年やれば、最初はちょっと問い合わせが出るかも知れないけれども、だんだん減っていくかも知れない。

清水課長 そういうことも期待しております。

榎谷主査 個々の業者からの照会、受託事業者からの照会というのは結構あったので、その辺は事業者もまだ慣れていらっしゃらないという部分も相当あるのだろうなと思ったのです。

清水課長 初めてだからということが結構ありますね。

榎谷主査 慎重に確認しておかなければいけないですね。いい加減な対応をしてしまったら困りますからね。

ありがとうございました。事務局からよろしいですか、どうぞ。

熊埜御堂参事官 1点、事務局から。これはまだ事務局でも処理し切れていないのですが、19年で質の設定をやって3年ということで、結局、3年間それを引きずるのですね。要するに、20年も21年も19年の質という話になるわけで、本来ならば事業者は創意工夫を色々できるはずだと思うのですね。3年やっていきますから。そのときに督促回収率が出たら、それは報告しろとかいう固定的な質だけ置いておいてやるのがいいのかどうか。

前年も議論がありましたけれども、基本的にはこういう督促、照会対応というのは業者

だけに任せる話でもありませんし、統計局と業者とで、いかに連携しながらやっていくかという仕事だと思しますので、あまり任せっ切りになるようなやり方ではなくて、もう少し丁寧な議論を去年の実績も踏まえて、今、課長からもどこまでこの議論に活かせるような形で統計局の判断が示されるのかというのは、我々もまだ分からないところがあるのですけれども、鋭意結果については分析されようとしているところがありますので、その辺もよく踏まえていただきながら、質の設定はこれでいいのかどうか、変える必要があるのかどうか、また3年の契約になることでどうなのかというところをまた御指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

榎谷主査 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、本日の科学技術研究調査の実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますと思います。

総務省におかれましては、本日の審議を踏まえまして、事務局との間で鋭意調整を行っていただきたいと思います。

また、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、委員の皆様におかれましては事務局にお寄せください。事務局から総務省に送付していただき、次回審議に回答していただけるよう調整をお願いしたいと思います。

なお次回の開催につきましては、改めて事務局から御連絡いたしたいと思います。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

（ 終 了 ）